

平成31年10月制度改革ポイントチェック

- ・特定処遇改善加算

概要

算定するための要件

加算の配分方法

加算率

諸注意等

予想される懸念

- ・区分支給限度額の変更

- ・介護報酬の見直し

特定処遇改善加算の概要

特定処遇改善加算の概要

2019年10月スタート予定の**特定処遇改善Ⅰ**と**特定処遇改善Ⅱ**
気になる内容は？

介護福祉士で**10年**働いていたら月に**8万円**もらえる！

訳ではありません・・・。

加算を取得するための**要件**や、**加算率**も把握しておきましょう。

特定処遇改善加算の概要

現行の介護職員処遇改善加算と同時に取得できるものですが**範囲**や**手続き**も別になるため、**分けて考える**方がいいでしょう。

以下、ここでの表記も分かりやすくするため、

現行の「介護職員処遇改善加算」を **現加算**
2019年10月から始まる「特定処遇改善加算」を **新加算**
と表記します。

新加算を算定するための要件

新加算を算定するための要件

新加算を取得する**前**の要件

- ①**現**加算Ⅰ～Ⅲまでを取得していること。
- ②**現**加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- ③**現**加算に基づく取り組みについて、**ホームページへの掲載等**を通じた**見える化**を行っていること。

新加算を算定するための要件

現加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。

→「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取り組みを行うことが必要。

現加算ですでにそれぞれの取り組みがされている場合は、新たに行う必要はない。

現加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

→情報公表制度を活用して行うほか、自社のホームページを活用し、

- ・新加算の取得状況
 - ・賃金改善以外の処遇改善の具体的取組内容
- を公表することでも可能。

新加算を算定するための要件

新加算を取得するための要件

経験・技能のある介護職員において

月額8万円の給与アップする者
もしくは

年収440万円以上になる者

(→小規模、開設したばかり等、設定が困難な場合は合理的な説明を)

が**最低1人以上**になるように加算の配分をしなければなりません。

月額8万円と年収440万円以上の判断について

- 月額8万円の処遇改善の判断については、**新加算のみでの賃金改善**が必要です！現加算の改善分は含みません！
(ただし、**法定福利費は含むことは可能**)
- 賃金改善後の年収440万円以上の判断については、今回については、令和元年10月より半年間になるので、12か月あれば440万円以上になることを満たせばよいことになります。
(ただし、**法定福利費は含むことは不可**)

新加算の配分方法

新加算の配分方法

新加算の配分方法と、現加算の配分方法の大きな違い。

現加算・・・配分は介護職員のみに限定。

他の職種(ケアマネや看護師等)には配分ができない。

新加算・・・経験・技能のある介護職員を中心に

他の職員・**他の職種**

(生活相談員や看護職員、計画作成担当者も含む)

にも**配分が可能**。

ただし、配分方法にはルールがあります！

新加算の配分方法

新加算の配分方法のルール

○経験・技能を有する介護職員**以外**に配分する場合、配分される職員は**年収440万円を超えてはならない**。

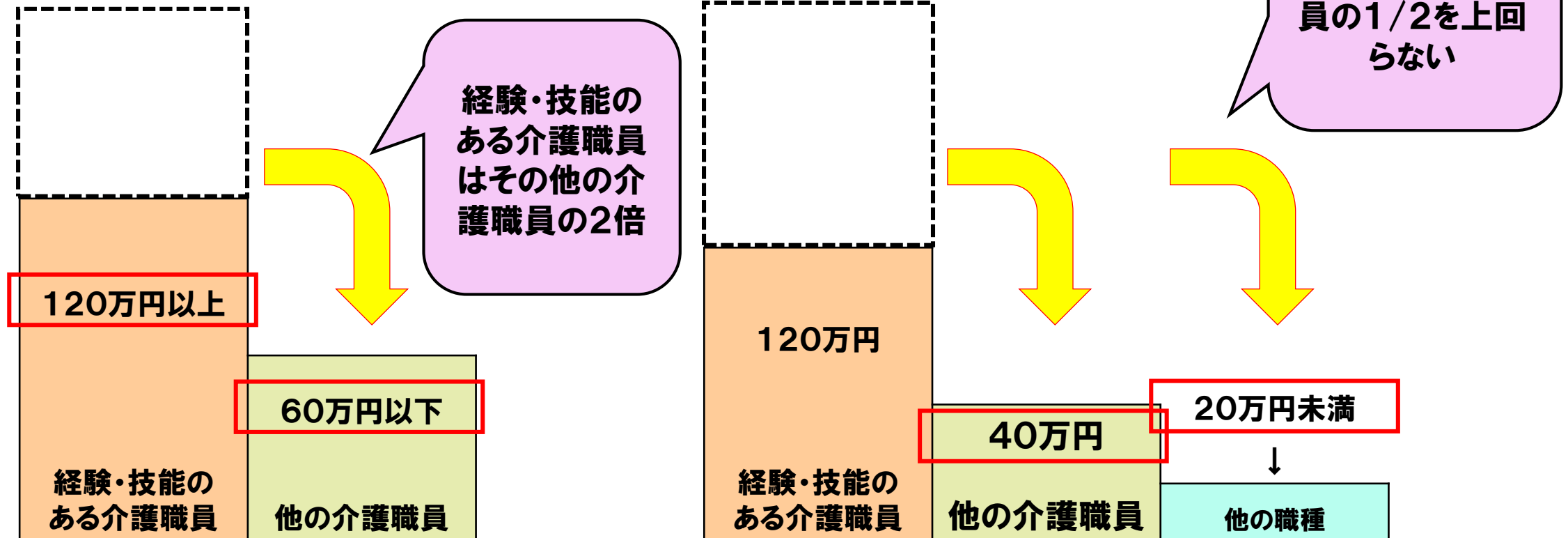
○経験・技能のある介護職員の配分は、**その他の介護職員の2倍以上**でなくてはならない。

○さらにその他の職種に配分する場合は**その他の介護職員の1 / 2を上回らない**ように配分しなくてはならない。

表にすると↓

新加算の配分方法

例：事業所全体の新加算の額が180万円とすると



※もちろん180万円全額を経験・技能のある介護職員に渡すこともできます！

加算率

主なサービスの新加算加算率

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
・訪問介護・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%
・(介護予防)訪問入浴介護	2.1%	1.5%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
・(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	3.1%	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%

介護報酬算定額 との対比表

訪問介護は月当たり
約130万円で
8万円になります。

対して

加算率の低い通所
介護では同じ8万円
を算定するあたり、
約670万円の算定
額が必要になります。

月あたりの 介護報酬算定額	訪問介護			通所介護			通所リハビリテーション		
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額
	6.3%	4.2%		1.2%	1.0%		2.0%	1.7%	
1,000,000	63,000	42,000	21,000	12,000	10,000	2,000	20,000	17,000	3,000
2,000,000	126,000	84,000	42,000	24,000	20,000	4,000	40,000	34,000	6,000
3,000,000	189,000	126,000	63,000	36,000	30,000	6,000	60,000	51,000	9,000
4,000,000	252,000	168,000	84,000	48,000	40,000	8,000	80,000	68,000	12,000
5,000,000	315,000	210,000	105,000	60,000	50,000	10,000	100,000	85,000	15,000
6,000,000	378,000	252,000	126,000	72,000	60,000	12,000	120,000	102,000	18,000
7,000,000	441,000	294,000	147,000	84,000	70,000	14,000	140,000	119,000	21,000
8,000,000	504,000	336,000	168,000	96,000	80,000	16,000	160,000	136,000	24,000
9,000,000	567,000	378,000	189,000	108,000	90,000	18,000	180,000	153,000	27,000
10,000,000	630,000	420,000	210,000	120,000	100,000	20,000	200,000	170,000	30,000
11,000,000	693,000	462,000	231,000	132,000	110,000	22,000	220,000	187,000	33,000
12,000,000	756,000	504,000	252,000	144,000	120,000	24,000	240,000	204,000	36,000
13,000,000	819,000	546,000	273,000	156,000	130,000	26,000	260,000	221,000	39,000
14,000,000	882,000	588,000	294,000	168,000	140,000	28,000	280,000	238,000	42,000
15,000,000	945,000	630,000	315,000	180,000	150,000	30,000	300,000	255,000	45,000
16,000,000	1,008,000	672,000	336,000	192,000	160,000	32,000	320,000	272,000	48,000
17,000,000	1,071,000	714,000	357,000	204,000	170,000	34,000	340,000	289,000	51,000
18,000,000	1,134,000	756,000	378,000	216,000	180,000	36,000	360,000	306,000	54,000
19,000,000	1,197,000	798,000	399,000	228,000	190,000	38,000	380,000	323,000	57,000
20,000,000	1,260,000	840,000	420,000	240,000	200,000	40,000	400,000	340,000	60,000
21,000,000	1,323,000	882,000	441,000	252,000	210,000	42,000	420,000	357,000	63,000

月当たりの 介護報酬 算定額	小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護			介護老人福祉施設			介護老人保健施設		
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額	区分Ⅰ	区分Ⅱ	差額
	1.50%	1.20%		3.10%	2.30%		2.70%	2.30%		2.10%	1.70%	
5,000,000	75,000	60,000	15,000	155,000	115,000	40,000	135,000	115,000	20,000	105,000	85,000	20,000
6,000,000	90,000	72,000	18,000	186,000	138,000	48,000	162,000	138,000	24,000	126,000	102,000	24,000
7,000,000	105,000	84,000	21,000	217,000	161,000	56,000	189,000	161,000	28,000	147,000	119,000	28,000
8,000,000	120,000	96,000	24,000	248,000	184,000	64,000	216,000	184,000	32,000	168,000	136,000	32,000
9,000,000	135,000	108,000	27,000	279,000	207,000	72,000	243,000	207,000	36,000	189,000	153,000	36,000
10,000,000	150,000	120,000	30,000	310,000	230,000	80,000	270,000	230,000	40,000	210,000	170,000	40,000
11,000,000	165,000	132,000	33,000	341,000	253,000	88,000	297,000	253,000	44,000	231,000	187,000	44,000
12,000,000	180,000	144,000	36,000	372,000	276,000	96,000	324,000	276,000	48,000	252,000	204,000	48,000
13,000,000	195,000	156,000	39,000	403,000	299,000	104,000	351,000	299,000	52,000	273,000	221,000	52,000
14,000,000	210,000	168,000	42,000	434,000	322,000	112,000	378,000	322,000	56,000	294,000	238,000	56,000
15,000,000	225,000	180,000	45,000	465,000	345,000	120,000	405,000	345,000	60,000	315,000	255,000	60,000
16,000,000	240,000	192,000	48,000	496,000	368,000	128,000	432,000	368,000	64,000	336,000	272,000	64,000
17,000,000	255,000	204,000	51,000	527,000	391,000	136,000	459,000	391,000	68,000	357,000	289,000	68,000
18,000,000	270,000	216,000	54,000	558,000	414,000	144,000	486,000	414,000	72,000	378,000	306,000	72,000
19,000,000	285,000	228,000	57,000	589,000	437,000	152,000	513,000	437,000	76,000	399,000	323,000	76,000
20,000,000	300,000	240,000	60,000	620,000	460,000	160,000	540,000	460,000	80,000	420,000	340,000	80,000
21,000,000	315,000	252,000	63,000	651,000	483,000	168,000	567,000	483,000	84,000	441,000	357,000	84,000
22,000,000	330,000	264,000	66,000	682,000	506,000	176,000	594,000	506,000	88,000	462,000	374,000	88,000
23,000,000	345,000	276,000	69,000	713,000	529,000	184,000	621,000	529,000	92,000	483,000	391,000	92,000
24,000,000	360,000	288,000	72,000	744,000	552,000	192,000	648,000	552,000	96,000	504,000	408,000	96,000
25,000,000	375,000	300,000	75,000	775,000	575,000	200,000	675,000	575,000	100,000	525,000	425,000	100,000
26,000,000	390,000	312,000	78,000	806,000	598,000	208,000	702,000	598,000	104,000	546,000	442,000	104,000
27,000,000	405,000	324,000	81,000	837,000	621,000	216,000	729,000	621,000	108,000	567,000	459,000	108,000
28,000,000	420,000	336,000	84,000	868,000	644,000	224,000	756,000	644,000	112,000	588,000	476,000	112,000
29,000,000	435,000	348,000	87,000	899,000	667,000	232,000	783,000	667,000	116,000	609,000	493,000	116,000
30,000,000	450,000	360,000	90,000	930,000	690,000	240,000	810,000	690,000	120,000	630,000	510,000	120,000

新加算の諸注意等

例外的な対応ができる場合

○新規開設した小規模な事業所等で

「月当たり**8万円**または、年**440万円**に届かない場合はどうなる？」



小規模事業所で加算額が少額や1人だけをすぐに上げることが困難な場合は、合理的説明を行うことで認められます。

→ ただし、合理的説明の具体的な基準等は示されていません…

新加算ⅠとⅡの違い

新加算では加算率の違う

特定処遇改善加算Ⅰと特定処遇改善加算Ⅱ

の2種類があります。

より高い算定率の特定処遇改善加算Ⅰの取得は

- ・サービス提供体制強化加算(区分Ⅰ・Ⅱ)**
- ・特定事業所加算(Ⅰ・Ⅱ)**
- ・日常生活継続支援加算・入居継続支援加算**

などの取得状況で判断されます。

新加算の対象にならないサービス

○**新**加算も事業所単位での算定になり、
以下のサービスは対象外となります。

- ・(介護予防)訪問看護
- ・(介護予防)福祉用具貸与
- ・(介護予防)居宅療養管理指導
- ・介護予防支援
- ・(介護予防)訪問リハビリテーション
- ・特定(介護予防)福祉用具貸与
- ・居宅介護支援

新加算の予想される懸念

新加算の懸念

○懸念1 勘違い

「自分は**介福**で10年だから月の給料**8万円アップ**！」と思い込んでいる人が多いです。

そんな従業員に「そういうことはありません！」
なんてどうやって伝えましょう・・・。

新加算の懸念

○懸念2 配分方法

経験・技能のある介護職員が複数人いる場合等に、
「何故〇〇さんは月8万円もアップしてて、私はしないの！？」
といった不満の声が上がってくることも・・・。

新加算の懸念

○懸念3 離職・転職が増える？

「訪問介護だったら**給料上がる**らしいし、**転職**しようかな・・・。」

または

他の事業所から

「うちに来れば**新加算とれる**し、給料上がるから**うちに来ない？**」

なんてヘッドハンティングも増えるように・・・？

新加算の懸念

○懸念4 配置の転換希望

介護福祉士も取得している**ケアマネ**や**生活相談員**等から
「**ケアマネ**やってるより、**給料の高い介護職に戻って欲しい**！」
といった要望もでてくるかもしれません・・・。

区分支給限度額の変更

区分支給限度額について

○消費税の引き上げにあわせて、利用者の区分支給限度額が
上乘せされます。

支給限度額	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
改正後	50, 320 円	105, 310 円	167, 650 円	197, 050 円	270, 480 円	309, 380 円	362, 170 円
現行	50, 030 円	104, 730 円	166, 920 円	196, 160 円	269, 310 円	308, 060 円	360, 650 円

介護報酬の見直し

介護報酬の見直しについて

■訪問介護事業■

区分		改正後	現行
身体介護	20分以上	166単位	165単位
	20以上30分未満	249単位	248単位
	30分以上1時間未満	395単位	394単位
	1時間以上	577単位に30分増すごとに +83単位	575単位に30分増すごとに +80単位
生活援助	20分以上45分未満	182単位	181単位
	45分以上	224単位	223単位

介護報酬の見直しについて

■通所介護事業(通常規模型)■

区分		改正後	現行
3～4時間	要介護1	364単位	362単位
	要介護2	417単位	415単位
	要介護3	472単位	470単位
	要介護4	525単位	522単位
	要介護5	579単位	576単位
7～8時間	要介護1	648単位	645単位
	要介護2	765単位	761単位
	要介護3	887単位	883単位
	要介護4	1008単位	1003単位
	要介護5	1130単位	1124単位

介護報酬の見直しについて

■地域密着型通所介護事業(小規模型)■

区分		改正後	現行
3～4時間	要介護1	409単位	407単位
	要介護2	469単位	466単位
	要介護3	530単位	527単位
	要介護4	589単位	586単位
	要介護5	651単位	647単位
7～8時間	要介護1	739単位	735単位
	要介護2	873単位	868単位
	要介護3	1012単位	1006単位
	要介護4	1150単位	1144単位
	要介護5	1288単位	1281単位

介護報酬の見直しについて

■訪問看護事業■

区分		改正後	現行
指定訪問看護ステーション	20分未満	312単位	311単位
	30分未満	469単位	467単位
	30分以上 1時間未満	819単位	816単位
	1時間以上 1時間30分未満	1122単位	1118単位
	理学療法士等	297単位	296単位

介護報酬の見直しについて

■居宅介護支援事業■

区分		改正後	現行
居宅介護支援費Ⅰ	要介護1・2	1057単位	1053単位
	要介護3・4・5	1373単位	1368単位
居宅介護支援費Ⅱ	要介護1・2	529単位	527単位
	要介護3・4・5	686単位	684単位
居宅介護支援費Ⅲ	要介護1・2	317単位	316単位
	要介護3・4・5	411単位	410単位

介護報酬の見直しについて

■訪問入浴事業■

区分	改正後	現行
1回につき	1256単位	1250単位

■訪問リハビリテーション事業■

区分	改正後	現行
1回(20分未満)につき	292単位	290単位

介護報酬の見直しについて

■通所リハビリテーション事業(通常規模型)■

区分		改正後	現行
2～3時間	要介護1	345単位	343単位
	要介護2	400単位	398単位
	要介護3	457単位	455単位
	要介護4	513単位	510単位
	要介護5	569単位	566単位
7～8時間	要介護1	716単位	712単位
	要介護2	853単位	849単位
	要介護3	993単位	988単位
	要介護4	1157単位	1003単位
	要介護5	1317単位	1124単位

介護報酬の見直しについて

■居宅介護支援事業■

	区分	改正後	現行
小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	同一建物居住者以外	要介護1	10364単位
		要介護2	15232単位
		要介護3	22157単位
		要介護4	24454単位
		要介護5	26964単位
	同一建物居住者	要介護1	9338単位
		要介護2	13724単位
		要介護3	19963単位
		要介護4	22033単位
		要介護5	24295単位
短期利用居住介護費(1日につき)		要介護1	567単位
		要介護2	634単位
		要介護3	703単位
		要介護4	770単位
		要介護5	835単位